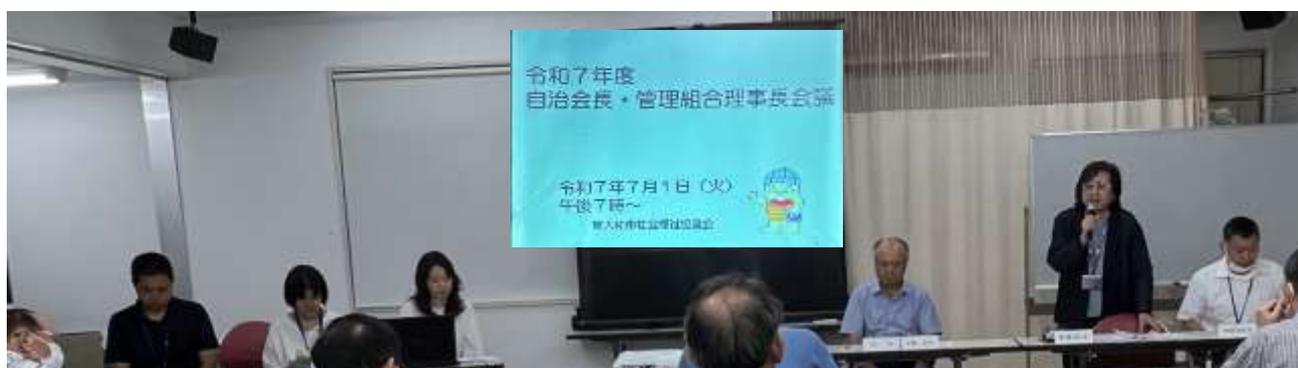


# 東大和市社会福祉協議会 令和7年度自治会長・ 管理組合理事長会議

2024年07月01日

2025年07月01日に東大和市社会福祉協議会2025年度第1回自治会長・管理組合長会議が東大和市社会福祉協議会会議室で開催されました。下記次第に従い会議が進行し、2024年度事業実績／2025年度主要事業及び予算計画説明、社会福祉協議会会員募集、自治会等助成金の説明があり約1時間で終了致しました。以下会議状況及び主要資料を添付致します。

## 主催者側の皆様



## 参加の回自治会長・管理組合長の皆様



今回の会議は下記次第に従い、主催者側の各担当の皆様から説明がされました。

- (1) 社会福祉協議会の紹介及び事業について
- (2) 令和6年度決算及び令和7年度予算について
- (3) 社会福祉協議会会員募集について
- (4) 自治会等助成金について
- (5) その他

社会福祉法人 東大和市社会福祉協議会  
令和7年度自治会長・管理組合理事長会議 次第

日 時 令和7年7月1日(火) 午後7時から  
場 所 東大和市社会福祉協議会第2会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 内 容

- (1) 社会福祉協議会の紹介及び事業について
- (2) 令和6年度決算及び令和7年度予算について
- (3) 社会福祉協議会会員募集について
- (4) 自治会等助成金について
- (5) その他

4 閉 会

自主=自主事業 補助=市補助事業 受託=市受託事業 東社協受託=東京都社協受託事業

## 令和6年度 東大和市社会福祉協議会事業報告（抜粋）

### I 事業概要

本会は、東大和市における地域福祉を推進するための中核的な団体として、「みんなの和社協プラン 第5次地域福祉活動計画」に基づき、計画の基本理念である「みんなで支え合い・つながり合って 安心して暮らせるまち ひがしやまと」の実現に向け、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、つながり協働することで、住民一人ひとりの暮らしの中で生じるさまざまな生活課題に対応できるよう、地域づくりを目指しています。

国や東京都においては、「地域共生社会」の推進と、「SDGs (Sustainable Development Goals) =誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を推進しています。

また、市においては、「第6次東大和市地域福祉計画」を策定し、福祉のまちづくりを目指し、さまざまな施策を進めています。

本会においても、これら国・東京都・市の動向を踏まえながら、地域の誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる仕組（包括的な支援体制）の構築及び強化を目指し、市及び関係機関等と協働しながら、各事業を進めました。

### II 重点目標

- 1 第5次地域福祉活動計画に基づく事業の推進
- 2 ひきこもり支援事業等の推進
- 3 法人基盤の強化

### III 事業報告

#### 1 法人運営事業

本会は、執行機関としての理事11名と議決機関としての評議員25名、監査を担当する2名の監事等により組織されています。

地域の福祉ニーズや福祉サービスを利用する当事者の声を社会福祉法人の運営に反映し、地域福祉の推進を図るため、役職員が一丸となって、地域の実情に応じた的確な事業運営に努めました。

また、令和7年度の役員改選に備え、課題となっていました理事及び評議員の定数の見直しを行い、定款改正を行いました。

#### (1) 役員会（理事会、監事会）、評議員会の開催

- ① 理事会 5回
- ② 評議員会 4回
- ③ 監査 2回 \* 監査結果 適正に処理されていることが認められました。
- ④ 正副会長会議 3回

下記資料はプロジェクター使用により説明されました。

令和7年度  
自治会長・管理組合理事長会議

令和7年7月1日（火）  
午後7時～

東大和市社会福祉協議会



社会福祉法人  
東大和市社会福祉協議会  
事業説明

社会福祉協議会（社協）とは？

- 社会福祉協議会は、地域の社会福祉活動を推進することを目的とした非営利を目的とした民間組織。
- 社会福祉法第109条に基づき設置。  
※社会福祉法第109条では、

次の事業を行うことにより地域の福祉を促進することを目的とする団体としていいます。

- 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 社会福祉に関する活動への活動の促進のための援助
- 社会福祉を目的とする事業に関する調査、研究、資料、連絡、調整及び助成
- 次に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な推進を図るために必要な事業

※法外組織ですが、法律で設置が定められている法的機関です。

- 都道府県、市区町村に設置。いずれも独立した法人。
- 地域に基らず地域のほか、厚生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・福祉など関係機関の参加・協力のもと、さまざまな活動を行っている。

全国的な取組から地域の特性に適した活動まで、様々な場面で地域の福祉増進に取り組みんでいます。

「地域福祉の推進」を計画的に実施していくことができるように「第8次東大和地域福祉活動計画」を策定し、推進しながら進めています。

東大和市社協について

- 昭和46年、任意団体として設置。
- 昭和48年、法人化。
- 令和5年度には法人化50周年を迎えました。  
令和5年7月14日ははひるんぷろーむにて50周年記念式典を開催しました。

法人化40周年を記念して、市民の皆様により地域の福祉活動へ楽しみを感じていただくために、イメージキャラクターが誕生しました。



（しゅんぷろーむちゃん）




事業を実施する上での財源

- 市からの補助や委託を受けて、様々な事業を実施しています。
- また、その他に、会費や寄附金を基に社協の独自事業を行っています。
- 社協の独自事業や補助事業の自主負担分の財源に、会費、寄附金が充てられています。

事業紹介

1 会費について

社協を社会福祉の観点から運営し、地域の福祉の向上を図っていただくための財源です。

任意で加入することで、入会・退会に必要とする費用は有りません。会費が掛かることはありません。任意で加入された方には、「任意で加入していただくための」の申請書をご用意しております。社会福祉の観点から、ご加入の意向を伺っています。また、ご加入いただいた方にはお礼状を差し上げます。

会費の種類	加入会費	500円～
	福祉活動会費	— 〇 3,000円
	補助会費	— 〇 5,000円

※加入会費は1000円以上、そのほか申請書提出日より1年以上加入していただくこと、1年以上の期間にわたります。

任意で加入していただく方には、お礼状を差し上げさせていただきます。

2 「赤い羽根募金」「歳末たすけあい募金」

全国展開している募金から東大和に集約していただいております。

①赤い羽根募金  
10月に実施。福祉施設の高齢者福祉や車いす購入費等に使われます。

②歳末たすけあい募金  
12月に実施。以前は「みんなで明るく迎えるお正月巻」をスローガンに生活困窮者へ支給予るための募金でしたが、近年では地域福祉活動の充実のための募金に変わっています。

3 福祉祭

地域の福祉に対する理解と協力の輪を広げるため、福祉施設の充実を図るため毎年11月第2日曜日に実施。

※令和4年度はオンライン形式での開催も実施しました。

令和7年度からはこの日は福祉施設（飲食店での出張開催）を実施しています。

第4回東大和市福祉祭  
令和7年11月9日（日）  
中央公園、市役所中庭等



表紙の様子

**4 助成事業**  
福祉活動を行う団体へ経費の一部を助成。  
※当事者団体やその支援団体などが中心。

**5 広報・普及活動**

- ★社協だより
  - ・年4回発行
  - ・新聞折り込み
- ★SNS
  - ・ホームページ
  - ・X (旧ツイッター)




11

**6 ふれあいなごやかサロン**  
サロンとは、旧名称「戸戸集談会」であり、地域の「よけこころ」です。  
高齢者同士、地域の人が集い、交流し、親睦することなく、距離を越えたいと願っていただいています。  
サロンではおしゃべりの他、手工活動や映画、巻物などさまざまな取り組みを行っています。  
毎月、市内には30以上のサロンがあります。(17.3.31現在)  
それぞれ1回～1回程度開催しています。  
見守り・声かけ活動と地域地域での孤立を防ぐ効果が期待されます。




12

**7 こども食堂**  
地域の方々がボランティアとして、毎週子どもたちにおいしい食事を提供します。

現在、市内には社協に登録しているこども食堂が3か所あります。(17.3.31現在)



13

**8 車いすステーション**  
市内各所の自治体や事業所などに協力をお願いします。  
車いすステーションを登録していただき、そこで車いすを借りられるようにしました。  
令和7年3月31日現在、市内28か所に設置されています。




14

**9 見守り・声かけ活動**  
ひとり暮らしの高齢者等を対象に、近隣のボランティアが「見守り」や「声かけ」を行い、高齢者の生活支援を行います。

見守り → 地域の生活の中で気味なく気づけておき、ポストに新聞がはまってしまっていたり、雨戸がいつまでも開かないなど確認する。

声かけ → 1か月に1～4回ほど対象者宅へ訪問。「元気ですか？」等、声をかける。

いざれも高齢者にあついたら、家族に連絡するなど対応する。(コロナ禍においては電話での対応とすること、工夫しました。)



15

**10 ボランティア活動推進事業**  
(東大和ボランティア・市民活動センター)  
市民のボランティア活動への参加促進と活動を円滑にボランティアセンターを運営しており、ボランティアの育成、派遣調整などをおこなっています。  
また、災害時に臨時で設置される災害ボランティアセンターに関する相談、対応を行っています。




第18回ボランティア ボランティア講座

16

**11 介護支援いきいき活動**  
高齢者(65歳以上の方)を対象とします。  
高齢者自身が介護保険等、支援活動に参加することを通して、健康で生きがいある暮らしを実現することが、さらに自身の介護予防となることを目指しています。

市内の施設等(25施設 17.3.31現在)で支援活動を行っています。ポイントが与えられます。(1時間1ポイント、1日2ポイントが上限)。ためたポイントは毎年発表されます。(1ポイント100円、4ポイント、000円が上限)




17

**12 福祉教育**  
市内の小・中学校に出向き、市庁や市区、車いすなどの体験学習や福祉についての理解を深めていただくための活動を行います。



**13 喜歌事業**  
市協や社協により、社会福祉だよりなどを音声にして録音し、市の不自由な方(視覚障害者)に配布しています。  
※各課グループに届かないでいて実施しています。

18

**14 フードバンク事業**  
ご家庭で消費できない食品や食べられるのに消費対象となってしまう食品を地域の福祉課や企業から提供していただき、食品を必要とされる方にお渡しする活動です。

社協や社協、配付箇所など地域の福祉課のご協力を仰いで行っています。  
令和7年度は3回/年の実施予定です。




19

**15 東大和市ファミリー・サポート・センター(さわやかサービ)**  
「市民同士の助け合い」  
非営利ボランティアという言い方もあります。

＜サービスの概要＞  
高齢者・障害者 → 介護実務補助サービス  
・協力員が日南市や東大和市で活動を行います。

子育て支援 → 子どもをあずかる子育て支援  
・協力員が子どもをあずかります。




20

## 16 養成講座

社協では色んな養成講座を行っています。

代表例

- ☆手話講習会・手話通訳者養成講座
- ☆手話講習会：初級・中級・上級
- 手話通訳者養成講座
- ☆福祉ボランティア講座（ボランティア育成）
- ☆さわやか講座（さわやかサービス協力員育成） など



21

## 17 生活支援コーディネーター事業

地域にある社会資源や人材などをコーディネートし、東大和市ならではの「生活支援・介護予防」にむけた地域づくりを実施しています。

- 第1層コーディネーター
  - ・・・東大和市全体を担当する。
  - ・・・社会福祉協議会に1名配置。
- 第2層コーディネーター
  - ・・・市内4か所の高齢者ほっと支援センターに各1名配置。

22

## 18 東大和元気ゆうゆうポイント事業

高齢者（65歳以上の自）対象となります。

高齢者の介護予防活動への参加促進と定着を推進すると共に、元気高齢者による交流の場の実現に向けて、平成29年度から始めた事業です。

登録された団体の活動に参加することによってポイントが付与されます。（1回で1ポイント）

30ポイントたまると割引と交換できます。

現在、58団体が登録されています。（R7.3.31現在）

23

## 19 ひきこもり支援

### ★令和5年度から市役所2階に「ひきこもり相談窓口」設置

- ひきこもりに関する相談支援
- ひきこもり当事者の居場所（One's オフスペース）の設置
- ひきこもり家族会の支援など（月1回定例会など）

24

## 20 あんしん東大和

住み慣れた地域であんしんして生活できるように

- ・成年後見制度の説明・相談・支援・講座等
- ・地域福祉増進推進事業（福祉サービスの利用補助、日傘貸付管理、書類集めなど）

- ・専門相談
- ・福祉サービスに関する苦情対応もしくは相談
- ※出前講座や研修会などで、職員が来て出張もいたします。



25

## 21 精神障害者地域生活支援センターウエルカム

精神障害のある方が、住み慣れた地域で自計らしく、安心して暮らせるために、悩みや困りごとについて一緒に考え、支援する所です。

＜支援内容＞

- ・電話や相談による相談
- ・生活支援、交流等の提供
- ・講演会の企画 など



26

## 22 介護保険事業

① 居宅介護支援 介護支援専門員（ケアマネジャー）

ケアマネジャーが利用者や相談して、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、利用者の負担にのっとり、介護サービス事業者との間に立つ調整業務等を行います。東大和地域ケアマネジメントセンターが行っています。

② 訪問介護事業 訪問介護員（ホームヘルパー）

ホームヘルパーが、居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき在宅での身体介護や日常生活の援助（家事等）を行います。介護保険制度ではホームヘルプサービスのことを訪問介護といわれます。東大和地域ホームヘルプステーションが行っています。

27

## 23 障害者総合支援法

居宅介護・重症訪問介護・移動支援・同行援護など

居宅介護員＝ホームヘルパー

ホームヘルパーが、在宅での身体介護や生活援助を行います。その他障害者総合支援法でのヘルパーは重度の障害者への援助や、東大和市都庁への同行援護などを行います。障害者総合支援法ではホームヘルプサービスのことを居宅介護といわれます。東大和地域ホームヘルプステーションが行っています。

28

## 福祉なんでも相談

「こんな相談にのってくれるのかな？」  
「こんな相談どこにすればいいんだろう？」など、まずは社協へ相談してみてください。

- ・お家で解決できることはそこで解決できます。
- ・社協で解決できないことでもあれば、そのための相談窓口を一緒に探します。



市民のちょっとした身近な相談窓口を目指しています。  
「社協があってよかった」の声を聞くために・・・

29

事業説明は以上です。  
ご清聴ありがとうございました。



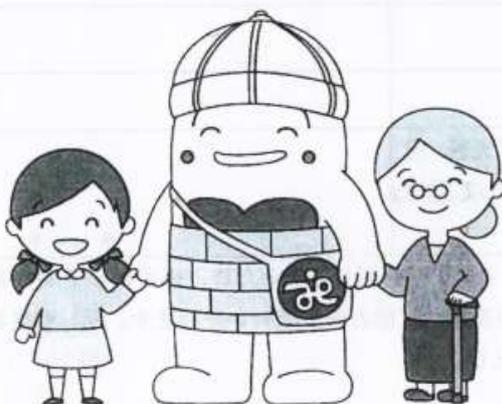
30

## 自治会等助成金交付事業のご案内

東大和市社会福祉協議会では、市内の自治会・管理組合の皆様が行う行事等に要する経費の一部を助成することにより、皆様の自主活動が、さらに発展・充実することを目的に、助成金交付事業を行っております。

ぜひ、ご利用ください。

助成対象	市内で活動している自治会であること。
助成対象経費 (金額)	自治会等が行う行事等に関わる経費の一部。 (年額 5,000 円限度)
助成手続き	本会指定の助成申請書(裏面参照)に必要な事項を記載の上、事業計画書、収支予算書を添付して申請してください。
申請期間	随時申請を受け付けております。
その他	○行事終了後に実績報告書を提出していただきます。 ○その他詳細は、お問い合わせください。



しゃきょうのたまちゃん

社会福祉法人 東大和市社会福祉協議会

TEL:042-564-0012 FAX:042-564-3680

担当 総務係



東大社発第79号  
令和7年7月1日

自治会長様  
管理組合理事長様

社会福祉法人  
東大和市社会福祉協議会  
会長 中澤 正至  
(公印省略)

東大和市社会福祉協議会の会員増強月間に係る  
会員募集について (お願い)

小暑の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本会事業の推進にあたりまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本会では、毎年7月を会員増強月間とし、「社協会員」の募集を行っております。貴自治会、貴管理組合の皆様におかれましては、皆様の実情に応じて可能な範囲で取りまとめ等のご協力をお願いさせていただきたいと存じます。

大変お手数をお掛けいたしますが、ご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 会員増強月間 7月1日(火)～7月31日(木)
- 2 配布依頼 (1) 会員募集チラシ  
(2) 会費納入袋
- 3 募集方法 納入袋による募集  
※納入袋に納入者の住所、氏名、金額を必ず明記していただくようお願いいたします。
- 4 納入締切日 9月1日(月)
- 5 その他 お取りまとめいただきましたら、社会福祉協議会までご持参いただければ幸いです。ご無理な場合は、ご連絡くだされば集金にお伺いいたします。

住 所 東大和市中心3-912-3  
問合せ 東大和市社会福祉協議会 総務係 窪田、櫻井  
TEL 042-564-0012